

資料7-1

H21.9.29

障害福祉サービス等に係る
事業者説明会

千葉市障害者自立支援課

障害福祉サービスにおける通院等介助の 取扱いについて

平成21年9月29日

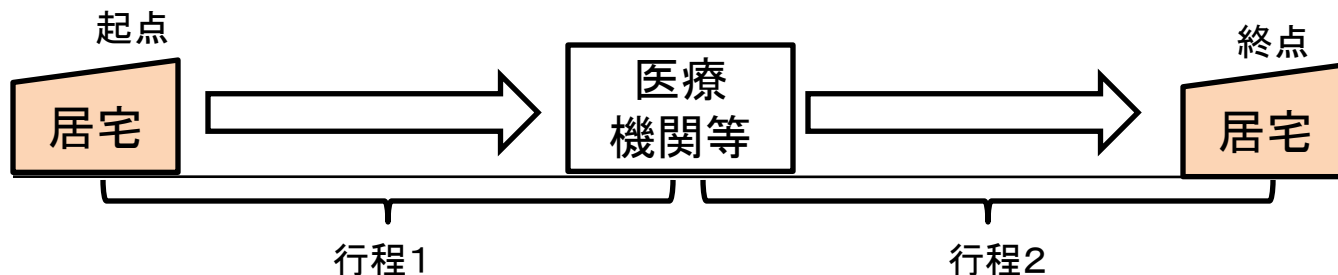
千葉市障害者自立支援課

1 通院等介助の算定要件一部変更について

障害者自立支援法第5条第2項

この法律において「居宅介護」とは、障害者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

事例1



従来の本市の考え方

法規定及び厚生労働省への照会結果に鑑み、起点及び終点の双方が居宅であり、行程1及び行程2が揃って初めて通院等介助として算定可能としてきました。

新たに示された厚生労働省の考え方



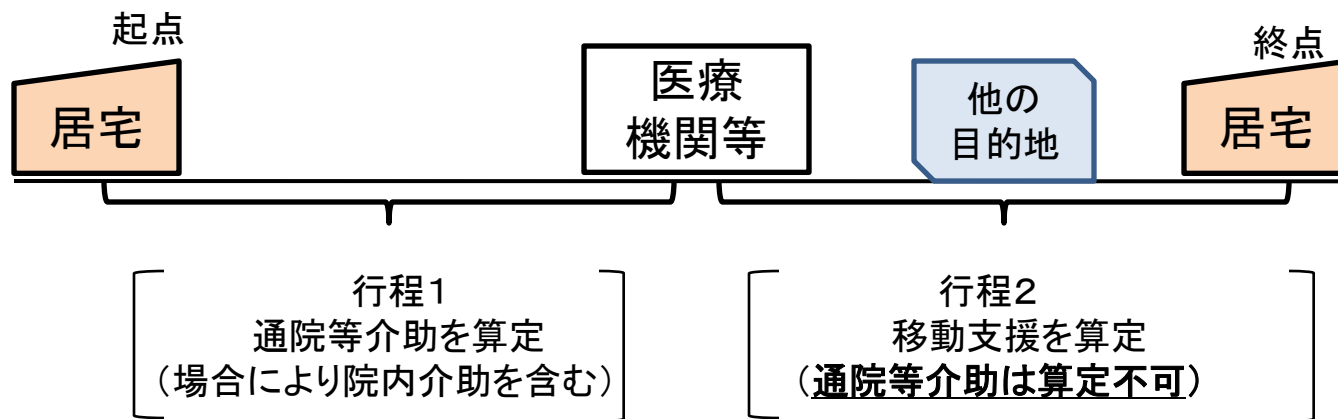
起点又は終点のどちらかが居宅であれば、当該居宅と医療機関等との間の行程については片道でも算定可能とされました。

なお、起点若しくは終点が居宅でない支援又は行程中に医療機関等以外の「他の目的地」が介在する支援は認められないことについては従前から変更ありません。

2 新たに想定される支援の形態について

今般示された厚生労働省の見解変更により、以下のような支援の形態が考えられます。

事例2

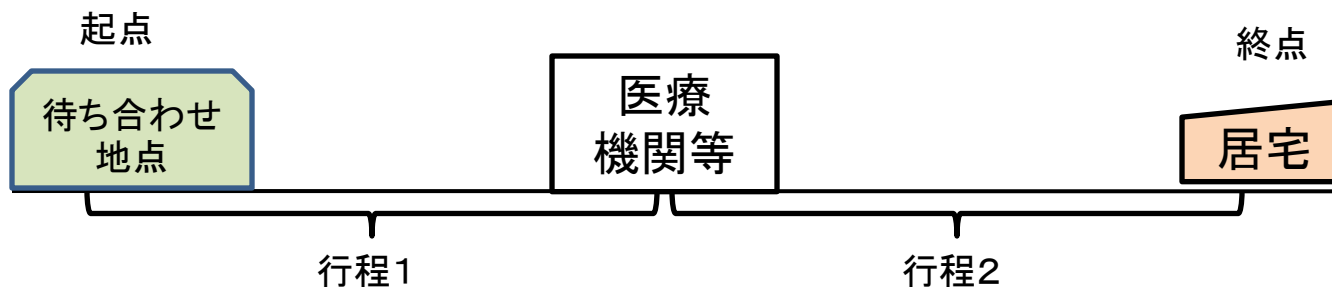


上記事例2について、行程1で通院等介助、行程2で移動支援を算定することが可能となります。 通院等介助については、あくまで居宅と医療機関等の間の移動を介助するものであり、行程2について、通院等介助は算定できません。

3 様々な支援の形態について

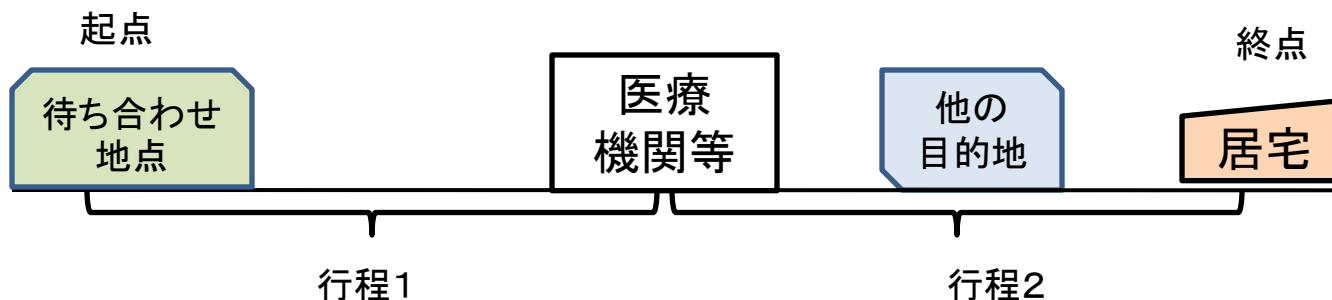
居宅と医療機関等の行程が片道でも算定可能となることで、様々な支援の形態が考えられます。

事例3



通院等介助は居宅と医療機関等の間の移動を介助するものであるため、行程1については従前から通院等介助を算定することはできません。行程2については新たな見解に基づき算定可能です。従ってこの場合、行程1は移動支援を算定し、行程2は通院等介助を算定することになります。

事例4



行程1については、事例3のとおり通院等介助を算定することはできません。また、行程2については、事例2のとおり通院等介助を算定することはできないため、この場合、行程1及び行程2を通算して移動支援を算定することになります。

これらの事例からは判断がつかかねる支援の形態がありましたら、当課までご相談ください。

4 今後の支給決定及びサービス提供計画の見直しについて

通院等介助と移動支援は、原則として通院等介助を優先的に利用していただくことになっているため、今回の算定要件変更に伴い、サービス提供計画を見直す必要が出てくる利用者の方もいらっしゃるかと思います。

しかしながら、全ての利用者の方に対して一斉に今回の算定要件変更に係る支給決定及びサービス提供計画の見直しを行うことは、利用者、事業者その他関係各所に過大な負担を課すことになるため、即時の見直し手続きは求めないこととし、現状、算定要件を満たしている支援についてはサービス提供を継続していただいて差し支えありません。今後、支給決定更新時等に随時見直しを行うこととしますので、円滑なサービス提供、制度運用にご協力をお願いいたします。